

雇用状況の改善のための緊急対策の推進

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、雇用状況は悪化している。このような状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇止め・解雇、新卒者の内定取消しなど、更に深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。

このため、雇用の場の拡大のための各般の施策を講ずるとともに、労働者の雇用の維持、再就職支援、生活保障のための対策に万全を期する。また、若者、女性、高齢者、障害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援策、地域雇用対策の充実や人材面からの中小企業支援等を強力に進める。

1 住宅・生活対策

255億円（1.5億円）

<主な事業>

○ 住居を喪失した離職者及び不安定就労者に対する住居・就労支援対策の推進 255億円

- ・社員寮の退去を余儀なくされた離職者等に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等、家賃補助費(上限36万円)、住宅入居初期費用(上限50万円)、生活・就職活動費(上限100万円)の貸与を実施する。
- ・離職後も一定期間の入居について配慮するよう事業主へ要請、退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主へ助成(1人当たり4万～6万円、最大6か月)する。

2 雇用維持対策

880億円（191億円）

<主な事業>

○ 中小企業等の雇用維持支援 581億円

- ・休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援し、利益をあげられない中で雇用を維持する中小企業へ助成(手当、賃金の4/5(大企業2/3)、3年間300日支給)する。また、派遣労働者や期間工等、継続雇用期間が6か月未満の雇用保険の被保険者等についても対象とする。

○ 派遣先による派遣労働者の雇入れの支援 89億円

- ・派遣可能期間満了前に派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合は50万円)(大企業は半額))する。

○ 解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等 211億円

- ・解雇、雇止め予防等の啓発指導、賃金不払等の事案への迅速・適切な対応、正社員転換の指導等労働条件問題に係る相談を強化する。

＜主な事業＞

- 年長フリーター等の雇用機会の確保** **220億円**
- ・年長フリーター等(25歳～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業1人100万円、大企業50万円)することにより、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。
- 中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援** **626億円**
- ・高齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる中小企業に対して、手厚い支援を実施する。また、中小企業における各種助成金の利用に係る負担の軽減のため、相談支援を強化する。
- ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充** **48億円**
- ・非正規労働者のための就労支援拠点として大都市圏に設置する「非正規労働者就労支援センター」において、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、非正規労働者就労支援センター未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施する。
 - ・雇用失業情勢の厳しい地域のハローワークにおける求人開拓体制を強化する。
- 訓練期間中の経済的支援等の実施** **35億円**
- ・ジョブ・カード制度の雇用型訓練における参加協力企業に対する助成(助成率 3/4(大企業は 2/3)等)や、職業訓練期間中の生活保障給付(10万円/月)を実施する。
 - ・有期実習型訓練修了者を常用雇用する事業主に対して奨励金(1人100万円(大企業は50万円))を支給する。
- 雇用失業情勢が厳しい地域に対する支援の強化** **89億円**
- ・地域貢献活動分野で活動を行う法人等における雇用機会開拓の実施や、雇用失業情勢が厳しい地域における創業等雇用創造に資する取組に対する支援、道県との共同による就職支援事業を実施する。
- 離職者訓練の実施規模の拡充等** **241億円**
- ・失業者の増大に備え、離職者訓練の定員を大幅に増加。雇用の受け皿として期待できる分野(介護分野等)での安定雇用に向けて、長期間の訓練を拡充する。
- 中小企業の子育て支援促進** **31億円**
- ・育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合の中小企業事業主に対する助成金(育児休業:1人目100万円、2人目以降80万円等)や、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金(助成率:3/4、限度額:40万円(1人当たり)、480万円(1事業主当たり))により支援する。

○ マザーズハローワーク事業の拡充等 **21億円**

- ・ マザーズハローワーク事業について、拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。

○ 65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援 **109億円**

- ・ 65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主へ助成(大企業50万円、中小企業90万円等)、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を実施する。

○ 中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援 **12億円**

- ・ 初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成(10人以上の雇用で2000万円支給等)を実施する。

○ 介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実 **152億円**

- ・ 雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ(50万円(年長フリーター等の場合は100万円)に対する助成、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器(移動リフト等)の導入に対する助成(経費の1/2(上限250万円))を実施する。

○ ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化 **16億円**

- ・ 日系人集住地域のハローワークなどにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化、就労のためのスキルが不足している者への研修を実施する。

4 内定取消し問題への対応

7. 6億円(新規)

<主な事業>

○ 内定を取り消された学生等への就職支援の強化 **7億円**

- ・ 企業名の公表も含め、企業に対する指導の徹底、採用内定を取り消された学生等を正規に雇用する事業主に対して奨励金(100万円(大企業50万円))を支給する。
- ・ 雇用調整助成金を活用し、新規学卒者を採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る事業主を支援(賃金・手当の4/5(大企業2/3))する。

○ 新規学卒者に対する就職支援の強化 **61百万円**

- ・ ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を実施する。
- ・ 早期の採用選考活動(青田買い)の抑制、新規学卒者の採用枠の拡大について、事業主団体に要請する。